

# 本庁舎市民課・収税課窓口は

## 一部夜間と日曜日の利用も

7月9日から外国人住民にも住民票の写しを交付



帳カードの交付など、取り扱えない業務もありますので、事前にお問い合わせください。

### 外国人登録に代え住民票作成

外国人登録制度が廃止され、平成24年7月9日から外国人住民の方も住民基本台帳法が適用されます。

これにより、外国人住民の方も日本人と同様に住民票を作成しますので、世帯全員が記載された住民票の写しなどが交付できるようになります。

しかし、外国人住民の方の住民票には、施行前の住所履歴が記載されませんので、前住所、過去の住所履歴を記載した証明書などが必要な場合は、ご本人から直接入国管理局に請求していただくこととなりますので、注意してください。

また、外国人住民票作成の対象となる方には、外国人登録原票に基づき、仮住民票を発送していますので、記載内容を確認し、内容に誤りがある場合には、施行日までに市民課に届け出てください。

なお、在留期間が3か月以下や短期滞在の在留資格、外交または公用の在留資格が決定された方、在留資格がない方などは住民票に記載されません。

### 収税課で市税納付や相談も

また、平日の昼間に市税や国民健康保険税などの納付が困難な方や、特別な事情により納期ごとに納付できない方には、平日20時までと日曜日の8時30分から17時15分まで市税の納付や納税相談などができるよう、収税課窓口を開設しています。

【問合せ】市民課、市税の納付、相談は収税課

## ■市民課の日曜日・平日延長時間での取扱業務一覧

業 務 名	施設名と取扱時間 (祝日・年末年始を除く)	月～金・ 8時30分 ～17時15分 (因・困は 20時まで)
住民票の写しの交付		○
住民票記載事項証明書の交付		○
戸籍・除籍謄抄本の交付		○
戸籍の附票の写しの交付		○
印鑑登録証明書の交付		○
印鑑登録証(カード)の交付や印鑑登録証亡失届、廃止の受付		○
届出受理証明の交付		○
身分証明書の交付		○
届書記載事項証明の交付		○
諸証明の交付	年金の証明(生存の確認等)	○
	住所証明(軽自動車)	○
	不在住・不在籍証明	○
	改葬許可証明	○
	無料証明(合併に関する住居表示・区画表示変更)	○
無料証明(出産一時金申請の証明)	○	
自動車の臨時運行許可証の交付等		○
死体・死胎・改葬遺骨埋火葬許可証の交付		○
火葬場・式場等使用の受付と許可証の交付		○
出生・死亡・婚姻・離婚・養子縁組・転籍など戸籍に関する届出の受付		※
住民異動届(転入・転居・転出・世帯変更等)の受付		—
住民票の一部の写しの閲覧		—
住民基本台帳カードの申請・交付		—
住民票の写しの広域交付(住民基本台帳ネットワークシステム)		—
住民基本台帳事務における支援措置申出の受付		—
公的個人認証に関する電子証明書の交付		—
外国人登録等の受付(7月6日まで)		—
外国人登録原票記載事項証明書の交付(7月6日まで)		—

○=日曜日と平日延長(火・木曜日20時まで)に業務を行うもの  
 ※=日曜日と平日延長(火・木曜日20時まで)に受付のみを行うもの  
 —=平日17時15分で業務を終了するもの

市では、限られた財源の中で市民サービスを向上させようと、「行政改革大綱」に基づき、図書館や博物館などの開館日の拡大や職員の削減などの取組を進めています。

特に、平成20年7月からは、

市民の皆さんの生活様式の多様化などに対応しようと、市民課窓口業務を平日の火・木曜日は20時までとし、日曜日にも8時から17時15分まで窓口を開設しています。

長時の業務は、住民票の写しだけでなく、戸籍・除籍謄抄本や印鑑登録証明書の交付なども行い、通常の業務時間に比べ混雑もありません。

なお、他市や他機関への照会が必要な転入や転出、住民基本台